

## 公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準

(平成 18 年 3 月 1 日環境省告示第 59 号) 改正の方向性 (ポイント)

### 1. 適用対象となる温泉

- ・変更無し (1 キログラム中、総硫黄 2 ミリグラム以上含有する温泉)

### 2. 温泉利用施設の構造

以下の内容を追記する。

- ・温泉利用施設の構造について、浴室が常時換気される構造とすること
- ・浴室に硫化水素が局所的に滞留するような構造又は装置を設けないこと

### 3. 浴室等の管理について

以下の内容を追記する。

- ・濃度測定位置等について、浴室において最も空気中の硫化水素濃度が高くなる地点 (温泉注入口付近) 等とすること

### 4. その他

本基準の位置づけを明確化するため、基準中に以下の内容を明記する。

- ・本基準は、温泉利用許可者が総硫黄 2 ミリグラム以上含有する温泉を公共の浴用に供する場合に遵守すべき内容を定めたものであること
- ・都道府県知事等が、本基準の趣旨を踏まえ公衆衛生上の安全確保と健康被害の未然防止のために適切な措置を行うことが必要であること

※来年度以降、本基準の解釈・運用等を示したガイドラインを作成する予定

※本基準が徹底されるよう、都道府県等担当者に対し説明会等を実施する予定